

岩手県監査委員告示第8号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年2月6日

岩手県監査委員 小野 共
 岩手県監査委員 千葉 伝
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1(1) 監査対象機関名 総務部総合防災室
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成29年7月11日
 - イ 本監査実施日 平成29年8月23日
- (3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>報償費の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、79,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>支払遅延を防止するため、平成29年8月10日に室内で職員研修を行い、意識改革を行ったほか、次のことを実施し、支出状況のチェック体制の強化を図ることとした。</p> <p>なお、職員研修については、会計の基礎を確認するため、今後も実施する予定である。</p> <p>ア 月替わりに財務会計システムから支出予算経理簿を出力し、担当事業において、支払が終わっていないものがないか確認する。</p> <p>イ 支払関係の補助簿を作成し、節ごとの確認担当者が、書類が回ってきた際に、補助簿に記載して管理する。</p>

- 2(1) 監査対象機関名 保健福祉部子ども子育て支援課
- (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成29年7月11日
 - イ 本監査実施日 平成29年8月22日
- (3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>物品の管理に当たり、備品管理一覧表を整理していないものが4件、376,056円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>いわて子どもの森において指定管理料で購入した備品の登録を行っていなかったものであり、平成29年10月16日登録を完了した。</p> <p>今後は、指定管理報告等において備品購入の報告を受けた都度速やかに備品登録を行うこととし、再発防止に努める。</p>

- 3(1) 監査対象機関名 盛岡広域振興局保健福祉環境部
- (2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年6月29日及び同月30日

イ 本監査実施日 平成29年8月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を作成していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	資金前渡金の精算に当たっては、精算後速やかに資金前渡精算書を作成するとともに、チェックシート等を活用し、担当者だけではなく複数の職員が処理状況の確認を行うこととし、再発防止に努める。

4(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局保健福祉環境部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年7月4日

イ 本監査実施日 平成29年8月9日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年9月29日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 報償費の支出に当たり、債務確定後相当期間経過してから支出しているものが1件、109,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。	ア 年間を通しての支出については、従前から管理表を作成し担当課長が管理業務を行っていたが、報償費など随時の支出についても管理表を作成し執行管理を徹底するほか、財務端末から支出予算経理簿を出力し、執行状況を確認することとした。 また、本事案を職員で共有して相互牽制体制を構築するなど、OJTの取組みを強化して資質の向上を図ることとし、再発防止に努める。
イ 私用車使用届出書の提出を受けずに、旅行命令を行っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 私用車使用届出書の提出の有無については、従前から確認表を作成し業務管理を行っていたものの、確認が漏れた旅行命令があったものである。 今後は、確認表を部内で共有し、複数職員で確認することによりチェックを徹底するとともに、私用車使用届出書の提出確認について、職員間での声掛けによる意識の改革を図り再発防止に努める。